（様式第２号）

被災代替償却資産特例申告書

　　年　　月　　日

高岡市長　あて

（申告者）住所又は所在地　　　〒

氏名（法人にあっては名称及び代表者名）

電話 　　　　　－　　　　　　－

令和６年能登半島地震により滅失又は損壊した償却資産に代わるものとして取得又は改良した償却資産に対し、地方税法第349条の３の４の規定の適用を受けるため、関係資料を添えて次のとおり申告します。

１．代替償却資産について

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 納税義務者  （所有者）  及び特例対象者 | 住所又は所在地 |  | | | | | | | | | | | | |
| 氏名又は名称 |  | | | | | | | | | | | | |
| 個人番号  又は法人番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 被災資産の所有者との関係 | □本人　□買主　□相続人　□合併存続法人又は分割承継法人 | | | | | | | | | | | | |
| 資産所在地 | 高岡市 | | | | | | | | | | | | | |
| 他市町村への申告 | □なし　□あり(　　　　年　　月　　日申告　　　　　　　　　市・町・村) | | | | | | | | | | | | | |

２．代替償却資産の種類別内訳

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 資産の種類 | 数量 | 取　得　価　額（円） | | | |
| 構築物 |  |  |  |  |  |
| 機械及び装置 |  |  |  |  |  |
| 船舶 |  |  |  |  |  |
| 航空機 |  |  |  |  |  |
| 車両及び運搬具 |  |  |  |  |  |
| 工具、器具及び備品 |  |  |  |  |  |
| 合　　　計 |  |  |  |  |  |

３．被災償却資産について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所有者 | 住所又は所在地 |  |
| 氏名又は名称 |  |
| 資産所在地 |  | |

※「代替償却資産」とは、災害により滅失又は損壊した償却資産に代わるものとして取得した資産又は改良した資産（改良した資産は、当該資産の改良部分）をいいます。

※「被災償却資産」とは、災害により滅失又は損壊した償却資産をいいます。

※特例の対象要件及び添付書類については、裏面を参照ください。

【特例対象者】

　① 被災償却資産の所有者（当該償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む）

　② 売主が所有権を留保している場合における被災償却資産の買主

　③ 被災償却資産の所有者に相続が生じた場合はその相続人

　④ 被災償却資産の所有者に合併又は分割が生じた場合は合併後存続する法人若しくは合併

により設立された法人、又は分割により被災償却資産に係る事業を承継した分割承継法人

【特例対象となる代替償却資産の要件】

① 被災償却資産に代わるものと認められるもの

・被災償却資産と種類が同一であるもの及び使用目的又は用途が同一であるもの

・代替償却資産が最初に固定資産税を課税されることとなった年度において被災償却資産

が償却資産課税台帳上登録されていない（除却又は売却等の処分がなされている）こと

② 被災償却資産を復旧・補強等を行った場合における改良費（資本的支出）に該当するもの

【取得期限】

　令和６年１月１日から令和11年３月31日の間に取得又は改良されたもの

【特例適用期間及び特例率】

代替償却資産を取得後、最初に固定資産税を課することとなった年度から４年度分に限り、課　税標準額を２分の１の額とする。

※ 被災償却資産が共有物であった場合又は代替償却資産を共有持分で取得した場合は、特例適用額を特例対象者の持分割合に応じて按分する。

【添付書類】

① 代替償却資産対照表（様式第３号）（別紙）

※ 同紙の[記載上の留意事項]に従って、必要事項を記載すること。

② 被災償却資産が所在したことを証する書類

　・被災償却資産が高岡市に所在した場合：提出不要

　・被災償却資産が高岡市外に所在した場合：課税市町村が発行する償却資産種類別明細書等

　 ③ 当該被災償却資産が令和６年能登半島地震により滅失し、又は損壊した旨を証する書類

（被災状況写真、廃棄証明書、見積書・領収書等）

④ 被災償却資産の所有者以外の特例対象者にあっては、対象者に該当する旨を証する書類

　・売主が所有権を留保している場合における被災償却資産の買主の場合:売買契約書等

・相続人の場合：戸籍謄本等

・合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人、又は分割により被災償却資

産に係る事業を承継した分割承継法人：登記事項証明書等

※ 必要に応じて上記以外の書類の提出を求める場合があります。

また、被災償却資産の所在した市町村へ問合せをさせていただくことがあります。

上記②～④は写しの書類で構いません。

【提出期限】

　代替償却資産を取得又は改良した翌年の１月31日まで（償却資産申告書と併せて提出すること）

【提出先】

高岡市役所 総務部 資産税課 償却資産係　TEL：0766-20-1266

〒933-8601高岡市広小路7番50号